

地区計画の区域内における行為の届出について

1. 届出について

地区計画の区域内におきましては、地区計画の内容に沿ったまちづくりを行っていただくため、建築物の建築など以下にお示しする行為を行われる場合は、届出を行っていただく必要があります。（都市計画法第58条の2）

2. 届出の対象となる行為について

地区計画の区域内の届出の対象となる行為は次の行為です。

- （1）土地の区画形質の変更
- （2）建築物その他の工作物の建設
- （3）建築物その他の工作物の用途の変更
- （4）建築物その他の工作物の形態又は意匠の変更

3. 地区計画の内容について

地区計画の内容については、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物の緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限をかけております。

4. 地区計画の内容について

行為の届出につきましては、行為に着手する日の30日前までに行う必要があります。電子申請サービス（LoGoフォーム）または、所定の届出書（別紙様式－1）に必要事項をご記入の上、届出を行ってください。（届出書は正副各1部必要です。）

その際、別添の「届出書提出の際の添付図書について」をご覧ください。行為の種類に応じた図書を添付して届出を行ってください。

5. 地区計画の内容について

当初の届出を行った後、設計又は施工方法を変更しようとするときは、その行為に着手する日の30日前までに変更行為の届出を行う必要があります。電子申請サービス（LoGoフォーム）または、所定の変更届出書（別紙様式－2）に必要事項をご記入の上、届出を行ってください、（届出書は正副各1部必要です。）

その際、変更に係る箇所を明示した図書を添付して届出を行ってください。

6. その他

地区計画の区域内における行為の届出を行われる際は、事前に都市計画課備え付けまたは、都市計画課ホームページに掲載している計画書・概要図で行為を行う位置、制限内容等をご確認の上、届出を行ってください。

なお、地区計画の区域内における行為の届出及び添付書類などにつきまして、ご不明な点などございましたら、ご相談ください。